

建築基準法の見直しに関する検討会に係るこれまでの意見整理（第1回～第8回）

1. 構造計算適合性判定制度

	第1回～第4回までの議論		第5回～第8回までの議論	
	制度見直しに関する意見 (a)	左記意見に関する慎重意見 (b)	制度見直しに関する意見 (c)※	(a) 及び (c) の意見に関する慎重意見 (d)※
1. 構造計算適合性判定の対象範囲	①構造設計一級建築士が関与した物件については、構造計算適合性判定を不要とすべき。(来海委員、三栖委員、東條委員、細澤委員、重田委員)	・構造計算適合性判定は、第三者の目から設計行為に不適当な点がないかを確認する制度であり、設計者側である構造設計一級建築士が関与したことをもって構造計算適合性判定を不要とする合理的な理由はない。(久保委員、浅田委員) ・構造設計一級建築士の設計図書であっても、不整合、構造耐力不足のもの、入力値の間違い等が存在している。(浅田委員、岡和田委員) ・構造計算適合性判定を要する物件の確認申請については、約30%が不整合や構造計算の不備等の指摘により取り下げられている。(脇出委員) ・指定構造計算適合性判定機関のサンプル調査の結果、構造計算適合性判定がなければ構造耐力上問題が発生したと考えられる案件が6%程度に達し、うち2/3は共同住宅であった。(浅田委員)		—
	②特殊建築物を除く建築物については、構造設計一級建築士が関与することをもって構造計算適合性判定を不要とすべき。(木原委員)			
	③小規模な建築物については、構造計算適合性判定を不要とすべき。(桑原委員、三栖委員、鈴木委員、秋山委員、山本委員、脇出委員、高野委員)			
	④伝統的構法の構造基準は限界耐力計算によることとなっており、小規模なものは構造計算適合性判定の対象外とすべき。(峰政委員、鈴木委員)	・横浜市では限界耐力計算の構造審査を行えているが、将来的には厳しい。(脇出委員) ・大阪府内で構造審査を専任とする職員がいる特定行政庁は半数以下であり、府内で限界耐力計算等の複雑な構造審査を行うのは困難。(浅田委員)	・3階建てであっても、軒高9m以上等の木造及び鉄骨造建築物は構造計算適合性判定の対象であるが、これは階高の高い住宅が増加している実状を踏まえ、見直すべき。(重田委員、秋山委員) ・構造計算ルートの設定や、構造計算適合性判定の適用にあたっての建物高さ、面積等の規模による区別は、社会的なコンセンサスによる処もあり、議論が必要。(久保委員) ・伝統的構法については、審査用のマニュアルを作成し、審査担当者に講習を実施し、限界耐力計算に精通していなくても、確認機関で審査が可能となるよう環境を整備し、構造計算適合性判定を省略すべき。(鈴木委員)	・用途・規模ではなく、エンドユーザーに安全な建物が提供される仕組みとすべき。(岡和田委員)
	⑤比較的容易な構造計算（ルート2）による建築物は、構造計算適合性判定を不要とすべき。(桑原委員、高野委員、脇出委員)			
	⑥自己所有と他者への分譲予定の建築物で構造計算適合性判定の対象を分けるべき。(峰政委員、来海委員、細澤委員、角委員)			
	⑦発注者が自ら使用する建築物については、構造計算適合性判定を受けるか否かを発注者が選択できる制度とすべき。(木原委員、橋爪委員、山本委員)	・構造計算適合性判定の対象を「第三者へ分譲する建築物」と「自ら使用する建築物」で分けることについては、周辺への影響が無視されかねないので、売買による所有権の移転があることも含めて慎重な判断が必要。(久保委員)	・構造計算適合性判定審査は、建設主体者と使用者が一致する事務所、工場、倉庫等の建築物で、構造設計一級建築士が関与し、建築主の同意がある場合については、抽出審査とする等の簡素化を図るべき(木原委員)	・発注者重視はエンドユーザー無視につながる。(岡和田委員) ・自己所有でも、建築物はその後の転売、賃貸等により第三者が居住する可能性があり、また、他の者に影響を与えることから、構造計算適合性判定制度の適用を発注者自らが所有するかどうかで区別はできない。(齋藤委員)
	⑧構造計算適合性判定の対象範囲について見直す必要はない。(谷合委員、齋藤委員、角委員、浅田委員、乗松委員、岡和田委員)			

	第 1 回～第 4 回までの議論		第 5 回～第 8 回までの議論	
	制度見直しに関する意見 (a)	左記意見に関する慎重意見 (b)	制度見直しに関する意見 (c)※	(a) 及び (c) の意見に関する慎重意見 (d)※
2. ワンストップ化	①確認機関でワンストップで構造計算適合性判定を可能とすべき。(峰政委員、三栖委員、細澤委員)	—	・ 構造計算適合性判定員が確保できることを条件として、当該確認検査機関内で構造計算適合性判定を行えるようにすべき。(東條委員、細澤委員、峰政委員、三栖委員) ・ 構造計算適合性判定は、審査能力を補完する効果と、第三者性審査によってリスクを分散する効果が考えられる。後者に着目すれば、制度を見直す可能性がある。(櫻井委員) ・ 確認機関において構造計算適合性判定を実施できる人員・体制等が整備されているのであれば、ワンストップ化は可能と考える。従って、確認機関における人員・体制等の検証が必要である。(齋藤委員) ・ 建築確認検査、住宅性能評価、住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワンストップ化を図るべき。(角委員)	・ ワンストップ化による審査期間の短縮は僅かである。(岡和田委員) ・ 確認機関によるチェックが不十分なケースがあったことを踏まえ、確認機関と適判機関のダブルチェックは堅持すべき。見直すのであれば具体の検証が必要。(谷合委員)
3. 技術基準の検討	①混構造に係る構造計算適合性判定の審査方法を確立すべき。(鈴木委員、峰政委員、木原委員、岡和田委員)	—	・ 伝統木造、混構造建築物の構造計算方法等の確立等のため、建築実務者を中心とした専門委員会を設置し、検討すること。(東條委員、細澤委員、峰政委員、三栖委員) ・ 技術基準の整備は、国等の公的機関において、専門知識を有する者や関連分野からの広範な参加を得て進めるべき。(久保委員) ・ 国は、提案された制度、ガイドライン、データベース等が適正であれば、告示、技術的助言等に積極的に取り入れるべき。(久保委員、来海委員) ・ 産官学の連携による技術基準整備、見直し窓口の機能回復が望まれる。(秋山委員)	—
	②検討委員会を設置し、技術基準の見直しを進めるべき。(木原委員)			
	③伝統的構法に関する設計法を確立すべき。(鈴木委員)			
4. その他	①エキスパンションジョイントで接続された2棟以上からなる建築物に対する構造計算適合性判定の適用については、棟単位とすべき。(峰政委員、三栖委員、木原委員、細澤委員、脇出委員、浅田委員、乗松委員、高野委員、岡和田委員)、	—	・ エキスパンションジョイント連結建築物に対し、棟別に独立した構造審査を実施すること。(東條委員、細澤委員、峰政委員、三栖委員)	—
	②非認定プログラムによる構造計算は、認定プログラムとほぼ同期間での審査が可能となっており、大臣認定プログラム制度を廃止すべき。(木原委員、細澤委員、山本委員)	—	・ 構造計算大臣認定プログラム制度は廃止すること。(東條委員、細澤委員、峰政委員、三栖委員)	—
	③構造計算適合性判定機関が1つしか指定されていない県もあり、複数機関が指定されるよう指導すべき。(東條委員、岡和田委員)	—	—	—

※：第1回から4回までと重複する意見で、同じ委員のみによるものについては記載していない。